

松田税理士事務所 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 6 月 1 日 ～ 令和 6 年 5 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：育児休業を取得予定の職員及び育児休業から復職した職員に円滑な育休取
得・職場復帰をサポートするため、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 4 年 6 月～ 全職員に対しイクメンプロジェクトや両立支援制度、育児
休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和 4 年 7 月～ 対象の職員に面談を行い、働き方に関する要望を確認する

目標 2：小学校入学前までの子を持つ職員が希望する場合に利用できる短時間勤務
制度を導入する。

<対策>

- 令和 4 年 8 月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 令和 5 年 4 月～ 制度の導入、ミーティングや回覧により職員への周知

目標 3：週 1 日程度のテレワーク勤務制度を試行的に導入する。

<対策>

- 令和 4 年 11 月～ テレワークの内容や対象について検討開始
- 令和 5 年 4 月～ 試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討